

河合町まちづくり自治基本条例推進委員会 議事録（要旨）

委 員 会 の 名 称	第1回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	令和6年5月23日（木） 14:00～
開 催 場 所	河合町役場3階 第6会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	中川幾郎委員、清水裕子委員、常盤繁範委員、梅野美智代委員、山本孝典委員、岡本幹男委員、岡宏委員、西野あすか委員、高桑次郎委員、山川裕子委員、松浦加奈子委員、計11名
欠 席 委 員 の 氏 名 及 び 人 数	井上沙世子委員、安田彩子委員、尾上光子委員、岡田昌浩委員、計4名
出 席 職 員 等 の 職・氏名又は人数	<事務局> 総務部長 上村卓也、政策調整課長 岡田健太郎、政策調整課 福井敏夫 <運営支援> 特定非営利活動法人 NPO政策研究所：直田春夫、田中逸郎、谷内博史
公開・非公開の別 傍 聴	・公開 ・傍聴者：1人
議 題、 協 議 事 項	1. 開会 2. 第2回町民ワークショップについて 3. 「(仮称) 河合町協働のまちづくり推進計画」(素案)について 4. その他：第3回町民ワークショップの開催について 5. 閉会
会議の記録（要旨）	
議 事／ 発 言 者 等	発 言 内 容 等
1. 開会（事務局）	○ 開会にあたって報告 ・推進委員の任期は今年度、来年度の2年間（設置条例に基づく） ・本年4月の組織改編で企画部と総務部を統合、企画部政策調整課が総務部政策調整課に変更 ・森嶋企画部長が役職定年、新たに上村総務部長が担当部長に就任 ○ 開会 ○ 11人出席：設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2. 第2回 町民ワークショップについて	
委員長	○ 議題に入ります。まず「第2回町民ワークショップ」について、事務局より資料説明をお願いします。
事務局	○ 資料1「ワークショップ開催結果概要」、資料2「ワークショップでの意見等」、資料3「ワークショップ・アンケート調査結果」を説明

委員長	○ ただ今の説明に関して、何かご質問等がありますか。
委員	○ 参加者の数は町民21名、男性9名、女性12名、第1回からの継続参加15名、新規参加6名とのこと。うち、行政職員は何名で、また、当審議会委員さんは何名ぐらい参加されていたのか、おおよその数で結構ですので教えてください。
事務局	○ 行政職員は、この回は参加しておりません。推進委員さんについては、今手元に資料がありませんが、3名～4名の方に参加いただいていたと思います。
委員長	○ ほかにご質問・ご意見がないようですので、次の議題に入ります。
3. 「(仮称) 河合町協働のまちづくり推進計画」(素案) について	
委員長	○ 事務局から説明をお願いします。
事務局	○ 資料4：「(仮称) 河合町協働のまちづくり推進計画」(素案) の説明
委員長	○ 何かご質問やご意見はありますか。
委員	○ 第3章の背景のところにあるデータは大切ですが、本計画の附属資料として載せるべきではないか。章の本文に入れるのはちょっと違和感がある。付随資料でいいのではないか。
事務局	○ 協働が必要となってきた背景や状況について記載しています。まちづくり自治基本条例で、条例がなぜ必要かについて書いたのと同じで、この計画の必要性を明確にするためです。記載のものは「河合愛AI構想」のデータを準用しており、今年度の総合計画策定に伴って、データを入れ替え整合性を図る予定です。これを資料扱いにするのかどうかについては、全体を通して検討させていただきたいと思います。
委員	○ 19ページで「基本条例をみんなのものにしよう」、20ページでは「まちづくりの活動を活性化しよう」とありますが、そこで確認させていただきたい。自治連合会に加入している自治会がほとんどですが、2か所ほど自主的に自治活動を行っているところがあります。西山台でおおよそ30世帯ぐらい。大輪田にある向ヶ丘団地と呼ばれるところで50世帯ぐらいになると思いますが、世帯数と人口はある程度把握されているのでしょうか。

事務局	○ まず向ヶ丘については53世帯で、人口は大輪田という住所になりますので何名というのは出ませんが、大体世帯数の倍の110人から120人ぐらいと思われます。西山台につきましては、41世帯・人口93人と把握しております。
委員	○ 町の施策や方向性とか自治会にお願いしたい内容などについては、基本的には2か月に1回、大字・自治連合会という会合を開き、意見をいただいています。しかしながら、この向ヶ丘団地と西山台の方々は、それぞれ経緯があって連合会には参加しておりません。自治会の動きは広報紙とかSNS上で配信される情報で把握されている。こうした現状から考えると、推進計画に基づいてまちづくりを進めていく、町民の参画を促して一緒になってやっていこうという時に、情報の伝達・共有、また参画の勧奨がうまく伝わるのかどうか心配です。これら2つの地区においても、しっかりと審議の内容やこれから出していく方向性を伝えられるような仕組みや体制をつくらせていただきたい。
事務局	○ 大字・自治連合会に加入していないということではありますと、西山台と向ヶ丘以外にも、自治会自体に加入しておらないという個人の方も多数おられます。行政として町民の皆様に情報をお届けするのは一番重要なことで、SNSとか広報誌によって提供しています。これらに加えて、大字・自治会というルートを通じて提供しています。条例や計画について、大字・自治会に未加入の方への情報提供・周知方法を検討していかなければならないと考えております。
委員	○ 加えてですが、障害者の方に対してのケアも考えるべきです。例えば目が見えない、耳が聞こえない方に、まちづくり自治基本条例に基づく計画を理解していただく。これは避難計画やハザードマップもそうですが、全ての町民の方々に情報を伝え、参画していただくということが大切です。まちづくり自治基本条例は、河合町の関係人口や交流人口を増やしつつ、全員で町を支えていきましょうという考え方だと思いますので、しっかりとケアしていただければと思います。
事務局	○ まちづくり自治基本条例は、今まで行政だけでやってきたことの限界をふまえ、住民も一緒にやっていくということですので、住民との協力体制を整える必要があります。委員のご指摘も含め、いろんな提案をいただけたらと思います。
副委員長	○ 19・20ページですが、協働のまちづくりの具体的な展開と書かれていますが、何か協働のまちづくりを全くやっていない地域に対して書かれているように見えます。やっていることもたくさんあると思うので、ぜひ事例

事務局	のところに河合町での具体的な事例を、可能であれば写真もつけて入れていただきたい。推進計画を読んでいただける一助になると思います。 ○ レイアウトとか見やすさの問題につきましては、広報担当者も入れて対応したいと思います。委員の皆様から、いろんなご意見・ご助言をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員長	○ ここで、再確認しておきたいことを何点か申し上げます。この推進計画は素案作成の段階に入っています。まだまだ加筆修正をしていかなければなりませんし、検討の余地があります。もう一つ確認しておきたいのは、推進体制と進行管理というところ。そのための外部機関として河合町まちづくり自治基本条例推進委員会というのができます。今のところはこの委員会がその役割にあるわけですが、そのままスライドするかどうかは別として、そのような外部委員会を設ける。と同時に、庁内に周知・浸透させるための庁内検討委員会を設置する。つまり両輪で進めていきますが、これらを機能させるためにこの計画が必要なのです。計画のとおりに進んでいる・進んでいない、あるいはどのぐらい浸透しているというのを毎年チェックしていきます。このまちづくり自治基本条例推進委員会が毎年点検するというところに大きな意味がありますので、この推進計画の中に、今後一定の目標値も設定するべきではないのかと思います。 ○ 次に、先ほど事務局から説明のありました河合町総合計画がつくられようとしていることです。総合計画は推進計画の上位計画となるので、連動させないといけない。河合町の将来構想というか、未来を開拓する政策構想が総合計画で、その心臓部に当たるのがこの推進計画です。いわばエンジンに当たる計画を策定するわけですから、我々も真摯に取り組まなければなりません。加えて、進行管理する責任がこの推進委員会にあります。単に文句や注文をつける、あるいは足らぬことを指摘するというだけの委員会ではありません。できたかできなかったかということをしきりと公平に評価していく。指摘するだけではなく、ならばこうするべきではないかと提起する、あるいは目標に掲げる指数・数値そのものの設定や点検をしていかなければなりません。そのための重要な計画となることにご留意いただき、ご議論をお願いしたいと思います。 ○ ここからは全員に、順次ご発言いただきたいと思います。
委員	○ 総合計画の話がありましたが、これまでの河合町ではどうもぼやけてしまふところがあった。総合計画がはっきりと出されていないというところもあります。総合計画というのは町の方針やビジョンをまとめたもので、それに対して、例えば4年に1回選ばれた首長が、その計画に対して色づけをしていくとか修正をしていくという形でまちづくりに取り組んでいくべ

	きだと思いますが、河合町の場合は、首長が替わるたびに大きく見直すとかつくり直すとかということを繰り返すような形になっています。私としては、総合計画というのは、しっかりと決めたら、10年20年変わることなく位置づけすべきであって、そのもとで、議会や町長や町民が修正を入れていく。そういった考え方をまず河合町も持たないといけないと思いますが、委員長にご助言・ご教示いただければと思います。
委員長	○ 総合計画は、旧地方自治法上の位置づけでは基本構想を議会の議決を経て定めるとされていましたが、この義務づけはなくなりました。これには賛否両論がありましたが、現在1,700余りある市町村のうち、基本構想及び基本計画で構成する総合計画をつくらない自治体は僅か1、2%しかありません。そういう数少ない自治体では、首長がつくる必要がないと判断し、それを押し通しているところが多いようです。政策に関して、議会の関与あるいは住民の参画が図られていないという批判があります。現・地方自治法上は作成の義務づけが解除されていますが、ほとんどの自治体では、以前にも増して、総合計画を非常に重要なまちづくりの根本として位置づけています。法定計画でないけれども自治体の最高位計画という位置づけです。そのもとで、法定計画である都市計画とか地域福祉計画や教育基本計画、その他の分野別計画などがある。ピラミッドの頂上に立つ計画だと思っています。そのもとで、様々な領域の計画へと裾野が広がっていく、そういう体系になっています。この体系と個別計画とがきちんとジョイントしていなければ、そのまちの政策の進行管理は曖昧になり、ばらばらなものになってしまうということです。このあたりが、河合町の場合はどうだったのか。
事務局	○ これまでの経過と現在の取組みについて説明させていただきます。もともと旧法に基づく総合計画・基本構想というのはございました。法律の義務づけがなくなったあたりで、河合町の財政状況が厳しくなりました。基本構想の中の財政見通しも、国も含めて財政状況が大きく変わるため、規定してもすぐに変更・修正せざるを得ない。それならば、まずやらなければならないこと、やるべきことを中心に打ち出していこうということで「夢ビジョン」をつくり、このビジョンを引き継ぐ形で基本構想に近づけた「河合愛A I 構想」というのが前町長のときにつくられました。今回、町長が替わりましたが、「河合愛A I 構想」の中には総合計画・基本構想部分にあたるところもあるので、そこを引き継ぎ整合性を保ちながら、新たな総合計画を今検討しているところです。
委員長	○ わかりました、「河合愛A I 構想」が総合計画の位置づけにあたるものかということですね。今回、町がつくろうとしておられるのは総合計画そのものですよね。

	○ 確認し共有していただきたいことは、推進計画は総合計画を動かしていくためのエンジンに当たるといことです。これをつくっていくことで次のステップに入っていける。先行自治体の優れた計画のよいところ取りをしていけばできるものですが、その仕組みとか、その中にある理念・視点というものをしっかりと身につけていかないと、絵に描いた餅になってしまう。それを、町民も含めみんなに浸透させていくという取り組みが必要です。計画としていいものをつくることはそんなに難しいことはありませんが、それを浸透させていくことに注力しないといけないといことです。そのために、何か分かりにくいところとか、ここはもっと分かりやすく書いた方がいいとかがありましたら、ご発言いただきたいと思います。
委員	○ 再確認したいことですが、各基礎自治体の総合計画を見ると、重たすぎずあっさりしている総合計画を立てているところのほうが、エンジンとなる推進計画をつくりやすい印象があります。河合町の以前にあった総合計画とそれに付随する形でつくられた2つの計画は、内容が重た過ぎるような気がします。今後の町民参画を含めて考えると、あまり重た過ぎなく柔軟性を持たせたほうがいいのではないかなと思います。方向性としてはどのようにお考えでしょうか。
委員長	○ 基本的に総合計画は、一般論としてですが、基本構想部分と基本計画部分の2つに分かれます。基本構想というのは、おおむね十数年程度、長いところで20年というところもありましたが、この期間にこんなふうにまちを変えていきますという目標をまとめる。その実現に向けて、10年計画の構想なら前期5年、後期5年と分けて基本計画を掲げたりします。他市事例では、首長の任期に合わせて、前期4年、中期4年、後期4年とした3分割したところもあります。そこでは、中期計画段階で首長が交代し、新しい首長からその中期計画に手入れをさせてほしいということで、総合計画審議会に計画変更の諮問がありました。審議会では、首長の公約に沿った形に可能な範囲で合わせましょうということで、基本計画の変更は承認しました。しかし、基本構想は、以前は議会の議決事項でしたので、本来ならば議会が議決するべきものであって首長の思いだけで変えるものではないといことで、これは変えることはしませんでした。河合町におかれても、同じような位置づけでこれからつくられていくのだらうと思っています。 ○ 総合計画はあっさりしたものがいいというのは、中位計画がそれぞれきちんとしておればそれでいいのですが、中位計画が弱いところもあります。そういうところは、総合計画で中位計画レベルまで書き込まないと動かない。総合計画の担当部局は、自治体の状況や課題を把握して取り組む力が必要ですね。

	○ もう一つ、私が関わった自治体の総合計画では、行政の仕事だけを書くのではなく、行政の役割と住民自治の役割の両方を、そして協働でやるべきことも書かれています。でないと、自治体の施策は全部役所の仕事と住民が思ってしまう。住民自治、団体自治、そして協働と仕分けされているので、推進計画もそれに連動して、運用するうえで使いやすくしています。
委員	○ 推進計画・素案の24ページの地域協働に取り組もうということが、この計画によって実現できればと思います。西山台の話がありましたが、西大和学園と白鳳短大の間、ダイソーの裏側に薬井北山というところがありまして、およそ40世帯が住んでおられる。住所地は薬井ですが、旧村との付き合いがなく自治会に入っておられません。大震災などが起きた場合に、自助・共助・公助が必要ですが、公助が届くまでは自助と共助が必要ですので、推進計画のもとで、大字・自治会加入の促進や共助の仕組みづくりに取り組みたいと思います。
委員	○ 推進計画の構成についての意見がありましたが、協働の背景について本文に記載するという事でいいとは思っておりますが、他市の計画ではどうされているのか、また情報提供いただければと思います。
委員	○この推進計画は、まちづくり自治基本条例を生かしていくための非常に大切なものだと思います。中でも、資料19ページで「協働のまちづくりの具体的な展開」というところで「基本条例をみんなのものにしよう」とある。これは大変重要なことで、推進すべきだと思います。ところが、私の感じでは、河合町の役職者も含めて職員にこの基本条例をみんなのものにしようという意識が本当に周知されているのか疑問に感じています。私は、幾つかのグループで様々なことをやっており、そんな関係で河合町の課長や部長に提案を持ちかけることもあります。そのときに排除されることがあります。まちづくり自治基本条例の協働ということが本当に分かっているのだろうか。「みんなのものにしよう」というところで「条例の周知・広報」とありますが、具体的施策で書いてあるのは、全部町民に対してです。町の職員はよく分かっている、だから町民に対して周知徹底しないといけなという、ちょっと上から目線を感じます。ここのところに、町としてこんなことをする、庁内でこんなこともするというのもぜひとも書くべきです。例えば町民の活動の中から具体的な提案があつて町の援助を求められたときに、それをしっかり受け止めて協働で取り組むとか、あるいは、部課長の会議があると思いますが、そこで条例の理解を深めていくとか。みんなで理解を深めていくことで協働の取組みが進んでいくので、ここに町の取組みも入れていただきたいと思います。

委員長	○ 行政の内部啓発の記述が抜けているというご指摘です。住民への周知啓発は当然のことですが、それをやる主体の側の内部の認識をどういうふうで確立していくのかという重要な指摘ですので、対応をお願いします。
委員	○ 副委員長もおっしゃっていましたが、河合町で取り組んでいる活動内容の記載に関して、活動の写真やイベント名も掲載したらいいと思いますし、スペースが取れるなら、実際に担当されている方や参加された方の感想とかコメントなどもあるといいですね。参加してどう変わったというような具体的なコメントがあれば、読みやすく身近に感じて、より内容を理解しやすくなると思います。
委員	○ 資料の８ページに「共に変わること」とあり、共に学び、共に育ち、共に変わるという柔軟な姿勢や意識を持つことが大切と書いていますが、これは長期にわたる改革になっていくと思います。私はＰＴＡ連合会からの選出委員ですが、今子育てをしている方たち、若い世代また子どもたちにあまりこういったことが浸透していないですね。浸透していけば、これから１０年２０年先にはその方たちが協力し、子どもたちにも河合愛・地元愛が育って、よりよくしていこうという気持ちが培われていくと思います。ところが、私の主観になってしましますが、現状は割と諦めている方が多いイメージがあります。河合町はお年寄りが多く、子どもたちのこととか私たちのことは何もしてくれない、近隣には子育てに関していいと思える自治体がありますので、そこと比べて諦めてしまっていると思います。その意識改革がまず必ず必要になってくると思います。そのためには、先ほどもご意見があったように、現在の素案では資料や記述が見にくく、あまり興味をそそられない。カラーや写真などでもっと見やすくし、難しいものじゃなくて、若い世代が期待できるような言葉が書いてあったり、取り上げてあったりということから計画全体に目を通していくと思います。そのところを工夫して、新たに協力くださる住民を増やしていくことが必要だと思います。
副委員長	○ 河合町の教育環境とか自然環境が好きで住まわれていると思うので、どういふことがあると町を好きになってくれるか、ぜひＰＴＡも主体となってお考えいただきたいと思います。 ○ たとえば広陵町では、ある公園のリノベーションの際に遊具を子どもたちに決めてもらうためのアンケートを行った。そうすると、もともと役所が考えていたのとは全く違う遊具が人気で、それが実際に入ったことで、みんなが自分たちの意見で公園ができたと発信するようになったという事例があります。また、まちづくりに関する条例をつくられまして、まちづくり協議会が誕生しました。協議会の方々が小学校の見守り活動だとか草抜きというのをやられるようになりました。その活動を校長先生が「これはまちづくりの条例ができてまちづくり協議会ができ、協議会の方たちがみんなの

	環境をよくしようと思ってやってくれている」ということを全校集会でおっしゃいました。そうすると、子どもたちの反応が大きく変わってきて、「おっちゃん、おばちゃんが抜いてくれたん、ありがとう」とか「蚊が飛んで大変だったけどよくなった」みたいなことを言ってくれるようになってきた。これは子どもたちにも活動の浸透があった、波及効果があったということで、皆さんの励みになっています。ささいなことかもしれませんが、子どもたちのまちづくりへの関心や意欲を高めることにもつながった。これらの事例のように、何か自分たちでできることを考え、それをつくる方法を役所に相談する、この相談を受け支援する窓口をつくっていくというのが重要なのかなと思います。
委員	○ 全体的にはよくできていると思いますが、本当に実行できるかどうかという点から見ると、この計画で皆さんに説明してもなかなか理解されないかもしれない。推進計画は大事なものかもしれませんが、もう少しわかりやすくやさしい言葉にする。難しい言葉や片仮名の文字もありますし、一々括弧書きで解説しているのもあるし、この素案を読んで理解できる人は少ないかもしれないと思います。 ○ 自治会についてですが、自治会はいらないと思っている人が今結構多い中、どうやって自治会の活性化や改革を進めていくのか、また、まちづくり協議会との関係はどうなるのかということなど心配な面もあります。 ○ 行政がやることがたくさん書いてあります。しかし、行政の担当と先程説明があった庁内検討会をつくるだけでできるのかなという心配もあります。もう少し具体的な推進組織・仕組みをつくってやらないと駄目じゃないかなという印象があります。
委員長	○ これについては、私から少しコメントいたします。この計画書のままだったら町民には難しい、それは当たり前のことです。ですから、これの分かりやすい版、概要版というかパンフレットをつくらないといけないと思います。近隣自治体などでも分かりやすいパンフレットをつくっています。ぱっと見開きを見たら分かるようなものを、いろんなセンスやアイデアを駆使してつくりましょう。そもそも条例に基づく計画というのは行政を統制するという面もありますので、法律用語のような表現になってしまう傾向は否めません。限界もあるということはお承知おきいただきたいと思います。町民が見て理解ができるための翻訳書や概要版が必要になるということです。それから、事例を入れていくことは大賛成です。既にやっていることも、あるいはやっていなくても、近隣のまちなどでやっていることで取り入れたらいいというのがあれば載せていくことで、関心が高まり参画・協働が進んでいくと思います。

委員	○ 事務局から説明があったように、河合町には総合計画にあたる「河合愛A I 構想」があり、20年後はこうしようという計画ができた。そんな中、例えば、河合町には新興住宅街と旧村があるが、新興住宅街では道路が広く大型バスでも通ることができるが、旧村では消防自動車とか救急車すら通りにくい道路状況にあるという課題があった。そんな中、兵庫県朝来市の与布土地域がまちづくり推進計画をつくりやっているということで見学に行った。大型バスが旧村地区であっても通れるような道路の実現に向け取り組んでいた。河合町では、総合計画で旧村をよくしようということで、道路をどうするのか検討されたのかどうか。これは一つの事例ですが、この新しい推進計画の中で、こうしたことがどこまで進展したのか、進捗状況はどのようなかを見ていく必要があります。以前にも言いましたが、いい条例や計画をつくっても、それが絵に描いた餅では駄目です。何を実施していくのか、進捗状況はどうか、こういうことがこれまではできていなかった。実行される計画が必要ということです。
委員長	○ 委員がおっしゃった意見は、私も身に切々と感じています。住民自治でなすべきことと、行政つまり団体自治でないとできないこととの峻別を、私たちはもう一度つくり直さないといけない時代に来ていると思います。私は今、自治会の副会長を6年やっていますが、私の父親とかおじさんたちが自治会の会長・副会長をやっていた時代のことを思い返してみると、私の住んでいる住宅街の前の道路は全部砂利道だった。そして、みんな汲み取り便所でした。それが自治会の活動や陳情などによって行政が動き出して、道路が舗装されていった。舗装すると同時に、下水道をどう整備していくかということも自治会が協議に応じていた。そういう時代のまちづくりと、今のまちづくりは様相が変わってきてしまっている。同じようにはできない。では今の自治会を中心としたまちづくりは一体何を担っているのかといたら、私は防災・防犯、安全、それから地域福祉だと思います。昔のようなハードの都市整備に自治会が行政に対して要求を突きつけてやるという時代はもう終わっていると思います。その辺のイメージチェンジも必要ではないでしょうか。 ○ それから、与布土に行かれたとおっしゃいましたが、朝来市の合併のお世話をしたこともあって、深く関わってきました。与布土地域は、新朝来市の中で一番過疎地として、何が違うといたら住民の危機感が違う。新与布土米という特産品も開発しましたが、実は休耕田を使って米を植えた。それから、合併特例債で掘削した温泉も、与布土地域の住民自治協議会が指定管理者になって経営しています。行政ができること・できないこと、住民でないとできないこと、住民では無理なことなど、みんなで仕分けし議論して、もう死に物狂いでやっています。それぐらいの危機感があってのことだということも忘れてはいけないと思います。与布土地区住民自治協議会は、実は傘下に株式会社と一般社団法人を持っている。それが非常にうまくいって

	おり、経営能力も発揮し始めています。何が違うのかといたら、みんな団結したということですね。3,000人しかいないまちの中の集落、それも4,500人しかいない集落ががんばっていることが、町にできないはずはないと思っています。そういう意味では、この計画づくりで与布土も参考にしてもいいと思っています。
委員	○ 推進計画素案にはいいことが書いてあると思いますが、これまで「河合愛 A I 構想」があったので、町民も職員もちょっと混乱している部分もあるかと思っています。今後つくるにあたっては、委員さんがおっしゃったように、職員にも浸透するよう学んでもらう。学校では、PTAとも連携してもらって、子どもたちにも分かりやすく伝える。副委員長から事例紹介していただいたような取組みを河合町でもやっていただければと思いました。委員さんがおっしゃったように、若い世代が諦めてしまわないように、みんなで一緒に取り組んでいく、パンフレットも分かりやすく目を引くようなものにしていただければと思います。
副委員長	○ 皆さん、たくさんのご意見、ありがとうございました。私がこの推進計画の中に事例を具体的に入れたらどうかと言った理由の一つとしては、町民ワークショップで、まだ具体的なイメージがつきづらいのかなということ、この全体を読ませていただいて思っていたからです。実際にもうやられているところはあるはずですし、そこは事例としてしっかり出していく。他の自治体での推進計画で、ご自身たちの活動を入れたところ、URLを貼ってみんなに広報してくれて、一気にアクセスが増えたという事例もあります。まちづくり自治基本条例はみんなに光を当てるものだと思います。行政にしっかりしろ、住民もしっかりしろということではなく、みんなに光を当てるという視点に立つと、例えば頑張る職員さんをここに入れてもいいかもしれません。そういう風に、みんなに光の当たるような計画にできたら、これまでとは違った、ちょっと明るくなるような味わいのある計画になるのかなと思います。
委員長	○ ありがとうございました。今日皆さんからいただきましたご意見で、推進計画の素案を加筆修正していく視点や材料が出てきたと思います。 ○ 1つは、住民自治と団体自治の相関関係をきちんと書いておくこと。住民自治がしっかりしていればしているほど、行政はローコスト・ハイパフォーマンスの政策に切り替えることができる。私の住む市には、13の消防分団が地域で活動している。これらの分団には、普通規格の消防自動車が配備され頑張っている。これにより、消防署でははしご車とか高圧放水車、あるいは高規格の救急車の配備ができています。消防分団が頑張ってくれているから、本庁消防はレベルの高い消防機能が発揮できている。おかげで「救急救命率世界一」をめざすことができていると言っています。医療も同様で、民

間診療機関がたくさん集まってくれるまちでは、普通診療は任せ、行政は高度医療の専門病院を持つことができる。逆に言うと、住民自治が弱ってしまえばしまうほど行政はコストがかさんでいき、パフォーマンスが落ちていくという相関関係にあるということです。このことを記述してもらえませんか。このことは、消防・防災をはじめ、福祉、教育、文化、医療、保健、もちろん道路、上下水道など、まちづくり全部に関係します。

- こういうことを、住民ももっと学んでいただきたい。何でもかんでも役所がすべきだと思いこんでいる所がある。行政も、住民自治がしっかりしてくれないとやっていけないということを分かってもらう取り組みが必要です。河合町は、河合町の町民がつくっている町民政府ですから、そういう意識でこの条例の活用を組み立てたいということです。
- それから、行政内部啓発を入れる。事例をもっと豊富に入れてはどうか。地元愛がやっぱり必要だというご指摘もありました。確かにそうですね、これも入れていただきたい。それから、分かりやすくしたパンフレットや概要書をつくる必要があるというご意見もありました。
- また、住民自治には、委員からもご指摘があったように、自治会などの土地に根づいた地縁型の住民自治と、課題別に結集しているテーマ型の住民自治の二つがあることも記述してほしい。そうしないと、参画協働の図が描かれていますけれども、行政との間でどういう協働ができるかという事例が浮かび上がらない。例えば地域の高齢者の一声訪問運動などは、地域の住民自治を担っている自治会とかまちづくり協議会などが担う。一方、外国人の方も増えてきていますから、近隣におられるようならそういう方々へのサポートができて、お互いをつないでいく役割を担ってくれる人が必要です。こういった課題別のボランティア活動も必要になっています。
- 最後に、協働のまちづくり推進計画というのは、総合計画もそうですが、現状を変えていくという政策をまとめるものです。政策・ポリシーというのは、現状を変更してよりよい未来にしていくための積極的な行動そのものです。ただ現状を批判的に見て、まずいところだけ直していきましようというのは、政策ではなくて対策です。対策のための計画ではないので、より厳しいものになります。能動的にアクションを起こすという覚悟を必要とします。アクティブな行動が求められる計画となるよう、この素案を点検し、成案化に向かいたいと思います。よろしくお願いします。
- 追加のご発言はございますか。（発言する者なし）。では、次の議題に移ります。

4. その他：第3回町民ワークショップの開催について	
委員長	○ それでは、その他について事務局から説明をお願いします。
事務局	○ 「第3回町民ワークショップの開催」について、チラシをもとに説明
委員長	○ ただいまの説明に関し、質問はございますか。
委員	○ 参加できる人のところに、町内で営業する企業・事業所に所属する方とあります。参画と協働につなげるということなら、町外の事業者も河合町民といろいろなことができると思う。そういう事業者の紹介をする場を設けていくということから考えると、町内に限定する必要はないのかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
事務局	○ 町民対象・参加のワークショップですので、まちづくり自治基本条例で町内の事業者さんも町民と定義していることから、町内の事業者さんにも呼びかけるものです。もっと広げていろんなご意見や方策を得たいという場合には、委員さんがおっしゃるように、町外の業者さんに声掛けすることもあるでしょうが、今回は町民を主体に考えております。
委員	○ まちづくり自治基本条例の町民の定義は、町内の事業者と限定していたかどうか、改めて確認していただけますか。町外であっても関連する事業者さんは町民に含めると私は解していました。河合町に関連する方々であれば、どのような事業者・団体であろうと参加してくださいとする方が、関係人口や交流人口を増やすことにつながっていくと思いますので、ご検討いただきたいと思います。
事務局	○ 町民の定義から外れていても、例えば広くご意見を伺うという場合については検討してまいります。今回は、町民主体のワークショップとさせていただきたいと思います。
委員	○ 1回目は、参加者に何を目的としたワークショップかとか、理解を深めてもらうための説明も必要だったと思いますが、もう3回目になります。これまで参加して感じたことですが、NPO政策研究所さんが参加者に理解してもらってから意見を出してもらおうと、最初にいろいろとお話する。そのため、参加者が意見を述べたりまとめたりする時間が足らなくなる。最後には、時間がないと切られてしまう。参加者が意見を出す、まとめるという時間を今度はしっかり取っていただきたい。それから、これまでのワークショップでいろんな要望が出ています。どういう意見が出て、それに対してこうしましたとか、いつ頃には実行できますとか、応答いただきたい。資料2で「推進計画の骨子を見てよいと思ったところ」で、4つのグループに共通し

	てほしいとなっているのが情報提供ですね。これは行政に求めている、期待していることだと思います。できるだけ情報はオープンにして提供し、住民が活動しやすいように支援していただきたい。第3回では、参加者の発言を時間がないと切ってしまうように、時間をたっぷり取っていただきたいと思います。
委員	○ 前回のワークショップに参加しましたが、せっかく皆さんがお話されている中で、「お話の途中ですが」と割って入られることがありまして、盛り上がっている話が中断してしまい、場が白けるという場面を拝見しています。専門職としてコーディネートされていると思いますので、ご協力いただけたらと思います。広報PRですが、まちづくりに参加できる人となっていました、町内の企業とか町に関心のある方も参加していたと思います。王寺町のワークショップに参加したことがあります、大学生が結構参加されていて楽しそうでした。また、学校教育に関わる方も参加されていたのが印象的でしたので、参加の呼びかけをする対象に付け加えてはと思います。 ○ 行政職の理解促進をというご意見がありましたが、学校の先生もぜひこの条例のことを知ってもらって、子どもたちと考える機会を大切にしてほしい。中学校の授業の中では、これからこういった対話も大切だと思いますので、探求学習の一つとして取り入れられたらと思います。
委員	○ 条例における町民の定義について、確認を取りました。まちづくり自治基本条例第2条第1項に町民の定義があります。「町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有するもの又は関心のあるものをいいます。」とあります。いわば世界中全ての人たちを対象に定義されていることを考え、今後の取組みをしていただきたいと思います。
委員	○ 参加できる人のところで中学生以上の方とありますが、一番地域に密着し始めているのが小学校の保護者の方々です。学校を通して地域を知る機会がたくさんあり、また、知らないこともたくさんあるという方が多い。子どもと一緒に参加できるのなら参加したいという声をよく聞きますが、親子で参加できるのか、託児ができるのか。託児は小さい子だけかなと思いますが、小学生は家庭によって違うでしょうが、低学年・中学年は留守番が難しい時間帯だと思います。子どもたちも知る機会となるので、小学生も参加させてもいいと思う。1人で参加は低学年・中学年は難しいと思うので、保護者も一緒に参加してもらおうと、子どもを通して知ろうとなるかもしれません。親子で参加というのも入れてはどうかと思います。
事務局	○ 親子で参加というのは重要な視点かなと思います。これについては、今後のワークショップや催し開催の際の参考にさせていただきます。託児につ

	いては、参加申込書にチェックを入れていただく欄を設けていますので、よろしくお願いします。
委員長	○ 全員からご意見をいただきました。ありがとうございます。時間が足りないという話がでしたが、これは幾つかの角度から考えたいと思います。以前、無制限で会議をやりますと宣言してやったことがあります。今日は徹底的にしゃべってください、制限しませんでした。会議時間は2時間半になりましたが、その結果何が起こったかといいますと、約3分の1の委員から長過ぎるとブーイングが出ました。つまり、人は特定の人がしゃべる時間を傾聴できる限界がやっぱりあるということです。無制限にしたら、1人が平均15分から20分しゃべり出しました。全体で15人います。そうすると、もう当然どこかで切らねばなりませんね。制限をかけないとすると、これはまたまずいことになる。ワークショップでも審議会でもそうですが、基本的には1人1回、3分程度です。もっと言いたかったら何遍も手を挙げたらいい。1回しゃべる時間が3分だと、ちゃんと聞けます。それが、その3分が終わってからまた次に言いたいことがあるとしゃべり続けられると、聞いている方が疲れてしまう。頭に入らなくなってきましたね。聞いているほうの生理的な耐久力というのも考えないといけないので、時間制限ということ考えたのかもしれませんが。ですから、発言するほうも3分間程度ということに慣れるようにしたほうがいいと思います。私は、審議会などでの自己紹介は30秒でやっています。全部説明資料を配っていますので、書いてあることを言う必要はないと思います。ポイントを絞ってしゃべるという訓練がやっぱり必要なと思いますね。
委員	○そういう意味で時間が足りないと言ったのではなく、全体の時間は2時間半でいいと思う。前振りの時間が長くて、参加者が意見を言ったり話し合ったりする時間が短いということです。
委員	○ この間も「はい、スタートしてください」と言ったのに「1つ、いい忘れていました」とかが続いた。それでちょっと白けてきてしまった。
委員長	○ それはまずいですね、分かりました。では、事務局説明の時間配分の原則も言います。全体の40%まで。それを超えると説得されているような雰囲気になります。40%までは認めないと説明が足りなくなる。これを30%にすると、「聞いていない」という話になります。もっとちゃんと説明をと、今度は逆に怒られます。だから4割の原則、全体が90分でしたら36分程度ということです。それを超えてしまうと、もう情報量が多すぎてこなすことができなくなってしまうので、分けて説明するとか、あるいは、会議の到達目標を下げるとかの工夫が要ると思います。よろしくお願いします。

	○ それでは、ほかに何かございませんか。ありがとうございました。最後に申し上げますが、私は奈良県内のいくつかの自治体の条例づくりに携わってまいりました。その経験から申し上げるのですが、河合町はトップグループに入る可能性があると思っています。期待しております。
5. 閉会	
委員長	○ それでは、案件すべてが終わりましたので、これをもって第1回の推進委員会会議を閉会します。本日はどうもありがとうございました。
事務局	○ 皆様、ありがとうございました。